



令和 2 年(ワ)第 46 号 所有権移転登記手続請求事件

原 告 平 川 文 夫
被 告 澄 谷 德 雄

答 弁 書

令和 2 年(2020年)8月 11 日

長野地方裁判所飯田支部 御中

〒395-0084 長野県飯田市鈴加町 2 丁目 16 番地 1

原正治法律事務所 (送達場所)

電 話 0265-52-2416

FAX 0265-52-5333

被告訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

第 1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第 2 請求の原因に対する認否

- 1 第 1 項について
全て否認する。

平川成泰が本件 1, 2 の土地を訴外澁谷薰及び訴外澁谷ゆきゑから購入したこととはあり得ない。

2 第 2 項について

成泰が家を建てたこと、成泰家族が昭和 34 年の伊勢湾台風で被災し、飯田市へ転居したことは認めるが、その余は知らないし否認する。

成泰が家を建てたのは、智里 4083 番 9 の土地上であり、本件 1 の土地上ではない。しかも、家が建てられたのは、旧家屋台帳によれば、「昭和 29 年 4 月 25 日建築、昭和 29 年 6 月 2 日登記」と沿革欄に記載されており、昭和 20 年頃までに建てられたとは言えない（乙 1 の 1, 2）。

3 第 3 項について

成泰が転居により空家となった自宅を取り毀したことは認めるが、その余は否認する。

成泰が昭和 44 年 4 月頃と昭和 49 年頃の 2 度に分けて本件 1, 2 の土地上に植林をしたとの事実はなく、それを裏付ける証拠もない。

4 第 4 項について

成泰が昭和 62 年 7 月 13 日に死去したことは認めるが、原告が相続したことは不知で、原告が本件 1, 2 の土地を自己の所有と信じて占有を開始したことは否認する。

なお、原告の訴状には、この点について、「新権原、最高裁昭和 46 年 11 月 30 日判決」との記載があるが、上記最高裁判例は、被相続人が、被相続人の死亡により、相続財産の占有を承継したばかりでなく、新たに相続財産を事实上支配することによって占有を開始して、その占有に所有の意思があるとみられる場合においては、被相続人の占有が所有の意思のないものであったときでも、相続人は民法 185 条にいう「新権原」により所有の意思をもって占有を始めたものであるというべきであるとの旨判示したものである。

従って、第 4 項において、原告が新権原により他主占有から自主占有に転換

したと主張することは、裏を返せば、原告が相続するまでの被相続人の占有は、他主占有であることを認めるものであって、第1項ないし第3項の記載と明らかに矛盾することになる。

そこで、原告が本件訴訟において主張する取得時効の要件事実について、第1項ないし第3項の主張事実と第4項の主張事実を改めて整理して頂きたい。

5 第5項について

認める。

6 第6項について

否認ないし争う。

7 第7項について

争う。

以上